

第一面と同じく決算期を記入

ロ. 売買・交換の実績

種類		期間	28年 1月 1 日から 28年12月 31日までの 1年間	29年 1月 1 日から 29年 12月 31日までの 1年間	30年 1月 1 日から 30年12月 31日までの 1年間	31年 1月 1 日から 31年 12月 31日までの 1年間	2年 1月 1 日から 2年 12月 31日までの 1年間
売	宅地	件数					
		価額 (千円)					
	建物	件数					
		価額 (千円)					
	び宅 建地 物及	件数					
		価額 (千円)					
合計	件数						
	価額 (千円)						
購	宅地	件数					
		価額 (千円)					
	建物	件数					
		価額 (千円)					
	び宅 建地 物及	件数					
		価額 (千円)					
合計	件数						
	価額 (千円)						
入	宅地	件数					
		価額 (千円)					
	建物	件数					
		価額 (千円)					
	び宅 建地 物及	件数					
		価額 (千円)					
合計	件数						
	価額 (千円)						
交	宅地	件数					
		価額 (千円)					
	建物	件数					
		価額 (千円)					
	び宅 建地 物及	件数					
		価額 (千円)					
合計	件数						
	価額 (千円)						

備考

- 1 新規に免許を申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号若しくは名称の変更について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
- 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。

様式第二号（第一条の二関係）

添付書類（1）（第一面）（第二面）

1 事業の沿革

- ① 「最初の免許」の欄は、
 - ・ 新規免許申請の場合は、「新規」と記入し、以下記入不要。ただし、免許更新を忘れた等の理由により、過去に宅建業者として業務を行ったことがある場合は、更新と同様に記入する。
 - ・ 更新申請の場合は、宅地建物取引業を開始した年月日と免許権者を記入する。（新潟県知事免許の場合は「新潟県」と記入する。）
- ② 「組織変更」の欄は、更新申請の場合に限り、免許取得後に商号変更や支店設置等があった場合、その年月日とその旨を記入する。

2 事業の実績

- ① 「期間」の欄は、申請直前の5年間の事業年度ごとに記入する。
（法人の場合は決算期と合わせて、個人の場合は1月1日～12月31日を1年間とする。）
- ② 免許申請時点で法定申告期限の到来していない期間の実績は記入せず、それ以前の5年間の実績を記入する。
- ③ 最終の事業年度は決算書、納税証明書の事業年度と一致させる。
- ④ 期限切れ、廃業後5年以内の新規申請は、申請直前5年間の実績を記入する。

チェックポイント

- ・ 期間は、決算書の決算期と一致しなければならない。
- ・ 実績の記入もれがないか。実績がない場合は、宅建業の業務を行っていたのか確認する（法第66条第1項第6号で1年以上事業を休止したときは免許取消しとなることがある。）。宅建業を行っていたのであれば、5年間実績が無かった理由と、今後宅地建物取引業免許を必要とする理由を説明した書面を添付する。
- ・ 代理又は媒介の実績は、上段が売買、下段が交換になっていなければならない（通常、売買で上段に記入される）。